

平成 16 年度日本看護系大学協議会総会 議事要旨 (案)

日 時： 平成 16 年 5 月 7 日 (金) 13:00~16:00
場 所： 東京医科歯科大学 5 号館 4 階講堂
出席者： 別掲 会員校代表者 116 名 (同行者 53 名)
来 賓： 文部科学省高等教育局医学教育課長 小松 弥生氏
国立大学財務・経営センター研究部長 天野 郁夫氏

配付資料： 1. 平成 16 年度 入会予定校
2. 国・公・私立看護系大学一覧 (平成 16 年度)
3. 日本看護系大学協議会 平成 16 年度役員
4. 平成 15 年度日本看護系大学協議会役員会報告
5. 日本看護系大学協議会申し合わせ事項
6. 専門看護師教育課程認定細則 新旧対照表
7. 平成 15 年度日本看護系大学協議会総会 議事要旨 (案)
8. 日本看護系大学協議会平成 15 年度決算・監査報告
9. 日本看護系大学協議会規約
10. 平成 16 年度 専門看護師教育課程認定委員会委員 名簿 (案)
11. 平成 16 年度事業活動計画 (案)
12. 看護系大学の教育等に関する実態調査データベース作成へのご協力依頼
13. 日本看護系大学協議会 平成 16 年度予算 (案)
14. 平成 17・18 年度日本看護系大学協議会役員候補者
15. 高等教育をめぐる最近の動きー医療系教育を中心としてー

1. 会長挨拶 (島内節氏)

挨拶、及び本協議会の平成 16 年度会員校は 118 校(昨年度 104 校)、そのうち修士課程 74 校、博士課程 25 校であり、そのうち 1 校が専門職大学院であることが紹介された。本協議会の目的と活動経過および計画について、紹介された。

2. 平成 16 年度新会員校の紹介 (島内節氏)

資料 1 に基づき、平成 16 年度新会員校 14 校が紹介された。

3. 国・公・私立看護系大学一覧 (平成 16 年度) (島内節氏)

資料 2 に基づき、全国の国・公・私立看護系大学が紹介された。

4. 平成 16 年度役員紹介 (島内節氏)

資料 3 に基づき、日本看護系大学協議会名簿の役員名簿にそって、新役員が紹介された。今年度は 4 名の交代があったことが紹介された。

副会長は見藤隆子氏より石垣和子氏に交代。幹事は早川和生氏より稲垣美智子氏、見藤隆子氏より南裕子氏、専門看護師認定委員長は菱沼典子氏より (16 年度から幹事として) 野嶋佐由美

氏に交代。

5. 議事

【報告事項】

- 1) 平成 16 年度会費納入状況について (島内節氏)
5 月中に期限厳守で納入していただくようお願いしたい。
- 2) 平成 16 年度名簿について (島内節氏)
新設校の増加および教員の異動が多かったことにより、全校より名簿の確認ができておらず、印刷が遅れている。本日、総会出席者に各校の名簿を確認していただき、それから印刷する予定である。訂正がある場合には受け付けまで申し出てほしい。
- 3) 平成 15 年度活動報告
 - (1) 平成 15 年度役員会報告 (島内節氏)
 - ・ 資料 4 に基づき、報告された。
 - ・ 15 年度事業計画を実行した。
 - ・ 年度途中で緊急課題として看護専門職大学院検討委員会を設置して検討を行った。
 - (2) 役員会申し合わせ事項改正については、資料 5 に基づき報告された。
- (3) 平成 15 年度事業活動報告 (別添冊子)

<常設委員会>

- ①「専門看護師教育課程認定委員会」 (菱沼典子氏)
報告書 P1～6 に基づき報告された。
 - ・ 「ホームケア看護」の新分野とそれに伴う「地域看護」分野の見直しを行っていることが報告された。
 - ・ 専門看護師教育課程認定細則の見直しを行ったことが報告された。
- ②「高等教育行政対策委員会」 (見藤隆子氏)
報告書 P7～11 に基づき報告された。
 - ・ 高等教育行政対策委員会主催の COE、特色 GP 勉強会を開催した。
 - ・ 日本看護系大学協議会の法人化問題について検討した。
 - ・ 助産師の専門職大学院について検討したが、途中で看護専門職大学院検討会を別に成立させた。
 - ・ COE (3 大学) および特色 GP (1 大学) について、看護大学がより多く採択されることを目的とし、発表、討論会を設けた。
- ③「ファカルティ・デベロップメント(FD)委員会」 (中山洋子氏)
報告書 P13～16 に基づき報告された。
 - ・ 教員の教育能力と臨床能力をどう評価するか、教員の資質をどう図っていくか、看護教育ならではの FD のあり方について検討した。
 - ・ 「看護系大学における教員の評価」というテーマでパネルディスカッションを 1 月 9 日に開催した。出席者数は 61 校 116 名であった。
- ④「看護学教育研究倫理検討委員会」 (島内節氏)
報告書 P17 に基づき報告された。
 - ・ アジアにおける生命倫理の対話と普及のオープンフォーラムへ参加し、政府の姿

勢について資料を集め、国際的な視野を検討した。

- ⑤「広報・出版委員会」 (石垣和子氏)
報告書 P19～20 に基づき、報告された。
- ・ 協議会のしおりの最新版を作成したので、配布する。ロゴマークはほぼ完成したが、一部分を修正中である。
 - ・ 協議会出版物発行のための作業を行っている。報告書原稿のガイドラインを作成したので参考にしてほしい。出版物では何年かの活動を通じて出版する社会的意義のある内容が得られたテーマ・内容についてまとめたものを発表する。
- ⑥「役員推薦委員会」 (見藤隆子氏)
報告書に P21～22 に基づき、報告された。
- ・ 国公立大学から計 9 名の 17, 18 年度担当役員を推薦することとした。
 - ・ 役員推薦委員会申し合わせ事項の検討を行い、新たな申し合わせ事項を作成した。

<臨時委員会>

- ⑦「看護学教育質向上委員会」 (草間朋子氏)
報告書 P23～44 に基づき報告された。
- ・ 第三者評価の際のガイドラインとしての試案を作成した。本ガイドラインは各大学の自己点検にも利用されることを意図している。
- ⑧「看護実践能力検討委員会」 (新道幸恵氏)
報告書 P45～52 に基づき報告された。
- ・ 文部科学省において「看護学教育の在り方検討会」の発足により、本委員会はワーキンググループとしての役割を引き受けることとなった。3つのワーキンググループで取り組んだ。
 - ・ 看護実践能力育成の到達目標についてなど3つのワーキンググループ報告が得られた。
- ⑨「看護管理コース教育検討委員会」 (藤村龍子氏)
報告書 P53～57 に基づき報告された。
- ・ 日本看護協会「認定看護管理者制度委員会」との交流によって、認定看護管理者に求められる能力や教育課程について示唆が得られた。
 - ・ 全国の看護系大学院 64 校に調査を実施、さらには看護管理学コース（専攻）大学院修了者・在学者からの意見を収集し、看護管理学コース（専攻）の教育課程の情報収集を行った。
- ⑩「看護専門職大学院検討委員会」 (見藤隆子氏)
報告書 P59～78 に基づき、報告された。
- ・ 看護専門職大学院設置基準 中間報告（案）について説明がなされた。
 - ・ 看護専門職大学院は、現在大学院で行われている専門看護師教育および高度なマネジメント能力を有する看護管理者教育の目的とも合致するものであり、助産師免許のような基礎免許取得を含む専門職大学院は看護専門職大学院には該当しないと考えるものであることが報告された。
- ⑪「データベース整備担当」 (事務局データベース担当 阿部俊子氏)
報告書 P79～167 に基づき、報告された。
- ・ 1999 年度から 2002 年度までの 4 年間にわたっての実態調査を行った。回収率は、過去 4 年間 80%前後の回収率であった。学部および大学院の現状等の調査結果に

ついて報告された。

- ・ 調査を実施し、看護系大学の教育のデータベースとして、蓄積している。重要な参考資料となり得るため、継続調査の必要性が強調された。調査にご協力いただきたい。

【報告事項に関する質疑応答】

問： 看護専門職大学院設置基準（案）について、基礎免許取得とは看護師のみが基礎免許であるとし、保健師と助産師を大学院で育成することをいうのか。また、CNS はどのような位置づけとなるのか。 (産業医科大学 石原逸子氏)

答： 保健師や助産師のような基礎免許取得を含む専門職大学院は看護専門職大学院には該当しないものであると考え。なぜなら、母性看護のCNSを認定している大学院は助産師免許を有する人への教育であり、助産師教育を大学院で行うことにより大学院教育の質の低下を招くので、CNSとは異なる。(見藤隆子氏)

【審議事項】

1) 平成 15 年度総会議事要旨（案）について (島内節氏)
資料 7 に基づき報告された。

2) 平成 15 年度決算・監査報告 (事務局:松岡 恵氏、監査:野口美和子氏)
事務局会計担当松岡恵氏から資料 8 に基づき決算報告がなされ、監査の野口美和子氏より監査報告がなされた。収支残高 5,958,654 円を次年度繰越金とした。

3) 日本看護系大学協議会規約改正第 9 条委員会 (島内節氏)
資料 9 に基づき説明がなされた。

- ・ 現行のものは、第 5 条「三 幹事 3 名以上 四 監事 1 名以上」となっているが、改正案について、「三 幹事 5 名以上 四 監事 2 名」と変更したい。また、「4 第 1 項の役員以外に会長は、役員を 2 名まで推薦することができる。会長推薦の役員は、役員会で承認し、その役員の任期は会長の任期とする。」を追加したい。
- ・ 現行のものは、第 9 条「三 広報・出版委員会 四 ファカルティ・ディベロプメント (FD) 委員会 五 看護学教育研究倫理検討委員会 六 役員推薦委員会 およびその他の臨時委員会」となっているが、改正案について、「三 ファカルティ・ディベロプメント (FD) 委員会 四 看護学教育研究倫理検討委員会 五 広報・出版委員会 六 役員推薦委員会 七 その他の臨時委員会」と変更したい。

4) 平成 15 年度専門看護師教育課程認定細則の変更および委員会委員の選出について (菱沼典子氏)

平成 15 年度専門看護師教育課程認定細則の変更について、資料 6 に基づき説明がなされた。

- ・ 改正案について、第 6 条に「申請書類に含まれる事項は下記のように定める。(1) 当該専門看護分野特定の必要性 (2) 当該分野における既存の大学院教育 (4 課程以上) の実状 (3) 当該分野の専攻教育課程の審査基準案 (4) 当該分野の専攻教育課程の審査基準案」を追加したい。
- ・ 改正案について、第 8 条に「ホームケア看護」を追加したい。

- ・ 現行のものは、第11条「3. 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。」改正案について、「3. 専門看護師教育課程の認定を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。」と変更したい。また、「4. 既納の審査料は、返還しない」を追加したい。

平成15年度専門看護師教育課程認定委員会委員の選出について、資料10に基づき説明がなされた。

- ・ ホームケア看護が認定されれば、新たに認定委員を選出したい。聖路加看護大学の川越博美氏を推薦したい。

5) 平成16年度事業活動計画について

<常設委員会>

- ①「専門看護師教育課程認定委員会」 (野嶋佐由美氏)
資料11に基づき説明がなされた。

- ・ ホームケア看護の教育課程を定めるために、専門分科会を増設し、平成18年度の認定に向けて検討する。

- ②「高等教育行政対策委員会」 (石垣和子氏)
資料11に基づき説明がなされた。

- ・ 資料11の委員名の井部俊子氏を堀内成子氏に訂正してほしい。
- ・ 看護専門職大学院検討委員会の結果を踏まえて働きかけ方を検討する。看護学教育への適用の問題点についても検討する。

- ③「ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会」 (中山洋子氏)
資料11に基づき説明がなされた。

- ・ 看護学教育の特徴を踏まえたFD活動を推進するためのワークショップをブロック別で行う予定である。
- ・ 中国四国・関東ブロック各1名を公募するので、応募してほしい。

- ④「看護学教育研究倫理検討委員会」 (稲垣美智子氏)
資料11に基づき説明がなされた。

- ・ 看護実践能力の卒業時到達目標に基づき、教育倫理について試案作成のための検討会を実施する。
- ・ 看護倫理に関する教育方法の実態調査を行い、現状の課題を検討する。

- ⑤「広報・出版委員会」 (石垣和子氏)
資料11に基づき説明がなされた。

- ・ ホームページの更新により、最新情報の掲載と管理を行う。
- ・ 出版物の内容としては、看護学教育質向上委員会の第三者評価体制構築のための動向などについて原稿を作成し、年度末までに出版業者に渡す。

<臨時委員会>

- ⑥「看護学教育質向上委員会」 (草間朋子氏)
資料11に基づき説明がなされた。

- ・ ガイドラインの各評価項目の基準を作成するための基礎資料の入手を目的として、加盟校を対象に6月にアンケート調査を実施する予定なので、協力をお願いする。

- ⑦「看護実践能力検討委員会」 (野口美和子氏)

資料 11 に基づき説明がなされた。

- ・ 到達目標の検証。ブロック別検討会を開催する（6 ブロック）
- ・ ブロック別検討会の要項を配布するので、協力をお願いしたい。

⑧「看護管理コース教育検討委員会」 (藤村龍子氏)

資料 11 に基づき説明がなされた。

- ・ 前年度に実施した看護管理コースの調査結果を考察し、検討したい。
- ・ 看護管理学を担当している教員とワークショップの開催を予定している。
- ・ 日本看護協会の認定看護管理者制度委員との情報交換をしていく。
- ・ 看護専門職大学院としての看護管理コースについて、情報交換を行い、検討を続けていく。

⑨「看護専門職大学院検討委員会」 (見藤隆子氏)

資料 11 に基づき説明がなされた。

- ・ 看護専門職大学院設置基準 中間報告（案）について、意見を出してほしい。兵庫県立大学副学長 南裕子氏宛に 5 月中までに、ファックスにて返信してほしい。FAX 番号は 078-367-8643
- ・ それらの意見を踏まえ、6 月に検討会開催予定である。

⑩「データベース整備」 (事務局データベース担当：阿部俊子氏)

- ・ 平成 15 年度から会長校の事務局で、データベース作成を行うことになった。その協力依頼について、代表者宛にエクセルファイルの添付にて送信するので、6 月 30 日までにメールにて添付で返信いただきたい。ご返信がない場合、毎月催促のメールをお送りする予定である。
- ・ 回答のあった大学については報告書のなかに大学名を明記することになっているので、協力をお願いしたい。

6) 平成 16 年度予算案について (事務局会計担当：松岡恵氏)

資料 13 に基づき説明がなされ、承認された。

委員会活動費 221000 を 91000 に訂正してほしい。

役員推薦委員会 -130000 に訂正してほしい。

7) 平成 17 年度・18 年度役員について (島内節氏)

資料 14 に基づき説明がなされ、承認された。東京大学 村嶋幸代氏、兵庫県立大学 南裕子氏、聖路加看護大学 井部俊子氏、愛知医科大学 高橋照子氏が新任である。

【平成 16 年度事業活動計画に関する質疑応答】

問： 日本看護系大学協議会規約 改正案について、「4 第 1 項の役員以外に会長は、役員を 2 名まで推薦することができる。会長推薦の役員は、役員会で承認し、その役員の任期は会長の任期とする。」→ 「4 幹事 2 名まで」と変更したほうがよいのではないか。

(聖路加看護大学 井部俊子氏)

答： 改正案について、「4 第 1 項の役員以外に会長は、役員を 2 名まで推薦することができる。会長推薦の役員は、役員会で承認し、その役員の任期は会長の任期とする。」を追加することとなっているが、「4 第 1 項の役員以外に会長は、幹事を 2 名まで推薦することができる。会長推薦の幹事は、役員会で承認し、その幹事の任期は会長の任期とする。」

(島内節氏)

問： 平成 16 年度予算案について、委員会の増減について、差があるのはなぜか。特に、看護学

教育研究倫理委員会の予算が増えているのはなぜか。

(山形大学 高橋みや子氏)

答： 委員会費については、交通費によって左右されることもあり、会議の開催数によって異なる。
(島内節氏)

答： 今年度は、調査を実施予定であり、活動経費として予算を算出したものである。

(稲垣美智子氏)

答： 今後、新たな課題に向かって繰り越し金が不足していくことも考えられる。例えば、来年度以降の運営のために基本審査すなわち共通科目を中心にした内容については現状のままの金額とし、専攻別審査は受益者負担となる可能性があることを検討していく。

(島内節氏)

問： 平成 15 年度役員の中でアドバイザーという役割があったのか。これについては規約がないが、いかがか。平成 15 年度総会議事録(案)で、「役員の中でアドバイザーを」という表現は適切ではないのではないか。

(聖路加看護大学 井部俊子氏)

答： 平成 15 年度協議会当番校が変更になり、会長とほとんどの役員が新たに交代したため、運営を円滑にするためのアドバイザーを協議会の前会長にお願いした。総会議事録に、「役員の中で」→「役員の他に」と訂正する。

(島内節氏)

問： 専門看護師の認定について、「ホームケア看護」という名称について、ホームナースという名称が適切ではないか。

(東京大学 村嶋幸代氏)

答： いくつかのご意見をいただきながら、決定した。教育課程の内容については、今後 1 年をかけて検討していきたいと考えているので、新たにご意見をいただきたい。

(野嶋佐由美氏)

答： 日本看護協会の認定看護師において、「訪問看護」という表現を用いているので、これは使用できない。「ホームナーシング」という表現は施設(ナーシングホーム)での看護という文献も含まれており、適切でない。

(島内節氏)

問： 片方がホームケア看護にするならば、もう一方をコミュニティとしてほしい。

(石川県立看護大学 金川克子氏)

問： ホームケア看護と地域看護について一緒に検討する機会を持ってほしい。

(東京大学 村嶋幸代氏)

答： 地域看護の方でも十分な議論を行えていないが、今後継続して検討していく。

(島内節氏)

問： 仮称をつけてもよいのではないか。

(九州大学 松岡緑氏)

答： 仮称はつけずに、今後の検討課題とする。

(島内節氏)

問： 専門看護師認定細則の「(2) 4 課程以上」というのは、どういう意味か。各大学の申請のために 4 課程以上必要なのか。また基準(もしくは規準)の文字の使い方がまちまちである。

(宮崎大学 土屋八千代氏)

答： 4 課程以上とは、1 分野について 4 つの大学という意味である。これを満たさなければ、審査委員がないという判断で、この細則は専門看護分野の教育課程の特定を申請するものである。基準(もしくは規準)の文字の使い方については、確認し、必要ならば修正する。

(野嶋佐由美氏)

問： 総会進行について、審議事項はまとめて承認を得るのではなく、一つずつ承認を受けることが望ましいのではないか。承認を得ていない議事録をホームページに掲載するのはいかなものか。

(聖路加看護大学 井部俊子氏)

答： 総会進行については、来年度よりそのような方向で検討する。今まで総会議事録は(案)をつけてホームページに掲載し本会に参加できない人にも知らせているが、検討したい。

(島内節氏)

以上の質疑応答の後、採決において 116 校参加者中 1 校を除く 115 校(99.1%)の賛同により平成 16 年度事業計画を含めてすべての審議事項が承認された。

6. その他の事項
特になし。